

防衛省改革本部における部会の設置について  
(今後、所要の手続きを経て、大臣通達を発出予定)

1 部会の設置等

(1) 防衛省改革本部会議（以下「本部会議」という。）の下に、次の部会を置く。

運用部会

整備部会

(2) 各部会は、別紙に示す事項について必要な作業を行い、検討状況及び検討結果を防衛省改革本部幹事会に報告するものとする。

2 運用部会長及び運用部会員

運用部会長及び運用部会員は、次に掲げる者をもって充てる。

① 運用部会長：運用企画局長及び統合幕僚副長

② 運用部会員：防衛政策局長、法制・IT等担当防衛参事官、岸本大臣官房審議官、統合幕僚監部運用部長、統合幕僚監部防衛計画部長、統合幕僚監部指揮通信システム部長、陸上幕僚監部防衛部長、陸上幕僚監部運用支援・情報部長、海上幕僚監部防衛部長、航空幕僚監部防衛部長、航空幕僚監部運用支援・情報部長、防衛省改革統括官及び防衛省改革副統括官

3 整備部会長及び整備部会員

整備部会長及び整備部会員は、次に掲げる者をもって充てる。

① 整備部会長：防衛政策局長

② 整備部会員：経理装備局長、技術監、防衛政策局次長、羽深大臣官房審議官、統合幕僚監部防衛計画部長、陸上幕僚監部防衛部長、海上幕僚監部防衛部長、航空幕僚監部防衛部長、防衛省改革統括官及び防衛省改革副統括官

4 分科会

(1) 各部会における審議に際して、必要な作業を行うため、各部会の下に所要の分科会を置くことができる。

(2) 各分科会は、各部会長が指名する分科会長及び分科会員をもって構成する。

(3) 分科会長は、必要があると認めるときは、前項に掲げる者以外の者を分科会に出席させることができる。

## 5 庶務

各部会に関する庶務は、防衛省改革統括官付の協力を得て、各部会長が指定する課（これに準ずるものを含む。）において処理する。

## 6 委任規定

各部会の運営に関し必要な事項は、各部会長が定める。